

吹田市ごみ減量再資源化推進会議設置規程

(設置)

第1条 市民、事業者、行政がごみの発生抑制を最優先とした環境負荷の少ない循環型社会構築のため、相互に連携及び協働を進め、三者協働によるごみ減量及び再資源化の取組を展開することを目的とし、吹田市ごみ減量再資源化推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(事業)

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)食品ロス削減のための2R（リデュース・リユース）行動を図る啓発に関すること。
- (2)市民、飲食店等と連携した食べきり運動や事業者と連携した食品ロス削減の取組の展開に関すること。
- (3)マイバッグの持参や携帯行動の定着に関すること。
- (4)ワンウェイプラスチックや容器包装の排出抑制を図る啓発に関すること。
- (5)その他、前条の目的を達するための事業。

(組織)

第3条 推進会議は、第1条の目的に賛同する別表に掲げる市民、事業者、行政等（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

2 推進会議の委員は、構成団体が指名する者とする。

(会長)

第4条 推進会議に会長を置く。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 会長は、委員が互選する。
- 4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 推進会議は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(部会)

第6条 推進会議は、第2条の事業を遂行するために、部会を設けることができる。

- 2 部会の設置及び運営に関する事項は、別に定める。

(事務局)

第7条 推進会議の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、吹田市環境部環境政策室とする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

(任期)

第9条 任期は2年以内とし、再任はさまたげない。

附則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

附則

この規程は、令和元年8月30日から施行する。

附則

この規程は、令和3年3月16日から施行する。

附則
この規程は、令和４年６月３０日から施行する。

附則
この規程は、令和６年２月１４日から施行する。

附則
この規程は、令和６年７月１日から施行する。

附則
この規程は、令和８年８月５日から施行する。

別表

学識経験者	大阪学院大学
市民	アジェンダ２１すいた 吹田市廃棄物減量等推進員地区代表者連絡会 (公財) 千里リサイクルプラザ市民研究所
事業者	イオンリテール(株)西日本カンパニー (株)いかりスーパーマーケット 株式会社関西フードマーケット 生活協同組合コープこうべ (株)ダイエー (株)平和堂 (株)ライフコーポレーション 吹田商工会議所 吹田市商業団体連合会 山崎製パン(株)大阪第一工場 マロニー(株) (株)ダスキン
行政	児童部保育幼稚園室 学校教育部保健給食室 福祉部福祉総務室 環境部環境政策室